【ポイント】

- ●本30日午後8時から5月4日午前5時まで全国に外出禁止令。
- ・コロンボ,ガンパハ,カルタラ及びプッタラムの各県全域については、これまでどおり 5月4日午前5時まで外出禁止令が継続。
- ・その他の地域は、外出禁止令の緩和措置(4月27日から5月1日までの期間の午前5時から午後8時まで一時解除)が無効となり終日外出禁止。
- ●引き続き当局が発表する最新情報の収集,手洗い・手指の消毒,マスクの着用,ソーシャル・ディスタンシング(社会的距離)の確保などの感染症対策に努めてください。

【本文】

- 1 本30日午後8時から5月4日(月)午前5時まで、全国に外出禁止令が発令されました。これにより、コロンボ、ガンパハ、カルタラ及びプッタラム各県以外の地域では、本30日午後8時から5月4日(月)午前5時まで外出禁止となりました。
- 【注】コロンボ,ガンパハ,カルタラ及びプッタラムの各県全域については、これまでどおり5月4日(月)午前5時まで外出禁止令が継続。その他の地域は、本30日午後8時から5月4日午前5時まで外出禁止令(先般発表された、4月27日から5月1日までの期間の午前5時から午後8時までの外出禁止令の一時解除措置が無効となり終日外出禁止)。
- 2 なお、スリランカ保健省は、29日午後11時30分現在、スリランカ国内における感染者数を649名(うち治癒136名、死亡7名)と発表しています。当地の在留邦人の皆様及び当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては、引き続き当局の発表などに注意し、正確な情報収集に努めてください。また、定期的に手洗い・手指の消毒を行うとともに、万一外出をする際は、マスクを着用し、ソーシャル・ディスタンシング(社会的距離)を保つなどの感染症対策に努めてください。

【参考1】スリランカ保健省(感染者数)

http://www.epid.gov.lk/web/index.php?lang=en

【参考2】新型コロナウイルス感染症に備えて

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

【参考3】世界保健機関(WHO)

https://www.who.int/

【参考4】世界保健機関(WHO)が推奨するスリランカにおける新型コロナウイルス感 染症対策方法

http://www.epid.gov.lk/web/images/pdf/Circulars/Corona_virus/sri_lanka_ppe_covid19_english.pdf

【参考5】外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/

【参考6】これまでの当館の領事メールを確認する場合は以下からご確認いただけます。 https://www.lk.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話:(国番号94) 11-269-3831 (内線282)

携帯電話番号: (国番号94) 77-738-3360

【注】上記は、平日午前8時30分~午後5時15分に限り、土・日・休館日は緊急電話 対応になります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止 手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/